

立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)

個人研究

2014年度研究成果報告書

研究代表者	所属部局・職	氏名
	コミュニティ福祉学部・教授	三本松 政之 印
研究課題	韓国における「社会的バルネラブルクラス」の支援にみる人権認識の特質に関する研究	
研究期間	2014年度	
研究経費	(支出金額) 996,210円 / (採択金額) 999,000円	

研究の概要(200~300字で記入、図・グラフは使用しないこと)

本研究は、韓国の人権擁護をミッションとする団体による、人権の観点からの社会的バルネラビリティに関わる社会的な問題提起を含めた多様な、実践的な支援の試みに着目した研究であり、社会福祉の「制度の谷間」にある人々への支援の形成への示唆を得ることを目的としたものである。社会的バルネラブルクラスに位置づく人びとへの支援の形成にあたっては、課題の存在について社会的認知を得ることが重要である。諸団体の調査から、相談活動を通しての偏見・差別の実態の蓄積、それによる潜在化し見えない課題の可視化、生の声を発信することでの当事者同士の問題意識の共有化、訴訟による権利の獲得、調査を通じた課題の明示化等の戦略を見い出した。

キーワード(研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[社会的バルネラビリティ] [人権] [社会的脆弱者]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は科研費「移住生活者の生活支援と移民政策における福祉課題の位置づけに関する日韓比較研究」(2009年度-2013年度)の研究成果を踏まえたものである。同研究では、韓国の外国人移住生活者支援に関わる研究を進める中で韓国においてオーバーステイによる非正規滞在の外国人労働者(未登録外国人労働者)に対しても、民間の人権擁護をミッションとする団体により人権の観点から社会的な問題提起を含めた実践的な支援が試みられていることを見出した。また、韓国での調査を進めるなかで、人権を団体名に掲げたり、ミッションとしている団体が多いことに気づいた。その背景には韓国の政治的民主主義の発展が「女性、障害者、そして外国人など、儒教的文化と伝統、そして社会的マジョリティを構成する健常者と国民の論理に抑え込まれてきたマイノリティもしくは社会的脆弱者の自己主張あるいは権利主張」を可能にしたという指摘がある¹。人権擁護の観点からの社会的な問題提起を含めた実践的な支援の試みは、こんにちの社会福祉の「制度の谷間」にある人々への支援の形成にとって多くの示唆を与える。すなわち制度的な社会福祉などの課題として位置づけの困難な人びとへの支援の形成にあたっては、その人びとが日々の生活を営む上で生じている課題の存在について社会的認知を得ることが重要である。本研究では、韓国での社会的バルネラビリティをめぐる人権擁護団体による支援活動について、その支援の論理や認知を得るための戦略を明らかにすることを目的に、具体的には、性的少数者支援団体、国家人権委員会、高齢者自殺予防センター等への調査を実施した。

性的少数者の当事者による運動団体・研究会に対して、設立経緯や活動内容等の聞き取り調査を行った。レズビアン相談所は相談を通して、性的少数者たちが受ける偏見・差別の実態を蓄積することによって潜在化し見えない課題を「可視化」する戦略をとっている。また生の声を発信することで当事者同士の問題意識の共有化を図っている。QUV(Queer University、大学少数者の集まり連帯)は首都圏の大学を中心とした大学内の性的少数者団体の連合組織で、差別禁止法制定に関連する共同行動のために大学のサークル代表が出会ったことがきっかけになり、2014年から各大学のサークル代表が集まり設立・運営されているが、緩い形の連帯として始められている。QUVは人権運動に関心を持ち、メンバーの合意に基づいて人権問題に対して活動し、その活動内容としては大学内での授業等での差別発言の告発等が行われている。エンパワメントの強化が関心事とされ「それぞれの人生と、その中に存在する危機に対処していき、主体的に生きていくことができるかに焦点を当てる」としている²。SOGI(Sexual Orientation and Gender Identity)法政策研究会の他団体との大きな相違点は研究会の会員である10人の弁護士による訴訟を通じた変革の戦略にある。また常勤の研究員による調査研究は課題の明示化に貢献している。

ソウル特別市の市民団体青い人びとでは近年の人権に関わる動向について聞き取りを行った。青い人は政府の施策と一線を描き、当事者のエンパワメントとコミュニティを基盤とした支援を志向し地道な活動を続けてきた団体であり、対抗的公共圏としての実践変革型コミュニティモデルの一例と考えられる。

高齢者自殺が深刻な社会問題となっている京畿道の、道、市郡の自殺予防センターで聞き取り調査を実施した。京畿道は独自の高齢者の自殺予防体制を構築しており、国の仕組みとしての精神健康増進センターに設置される自殺予防センターと、それとは別に道独自に保健福祉局老人福祉課が管掌する老人自殺予防センターを設置している。設置主体は異なるものの現場レベルでの分業的な連携が実践されている。自殺予防の対象とする階層は低所得あるいは現在の自分の独立した生活が困難な低所得者が自殺脆弱層として認識されている。この点で精神保健的な対応だけでは十分ではなく、緊急時対応後の社会福祉の支援につなげることが課題となる。医療的な措置が必要な場合には自殺予防センターと連携し、人権の観点や福祉的な対応が必要な場合には老人自殺予防センターの協力が求められる。

国家人権委員会は、2001年に韓国国家人権委員会法が制定され、同年に独立性のある委員会として設置された組織であり、社会的少数者が差別に抗議したり権利主張する環境を整備してきている。しかしその対象となるのが制度的に規定されている事象でなければ勧告などの対象とならないという点にその限界がある。

研究成果の概要 (つづき)

パク・ジョン(박지영)は、人権の観点から「人権脆弱階層」の自殺問題について指摘し、社会的側面にアプローチし、制度的側面での脆弱階層が経済的、特に所得面での脆弱階層に集中していること、自殺危険性のみられる脆弱階層を厳密に分析すれば人権の脆弱階層だと指摘する。自殺の議論において脆弱階層は、ある個別的条件や社会的認識とセーフティネットの未成熟による差別、不平等、不公平な状況に継続的にさらされており、時間の経過につれて基礎生活や生活の質への脅威を受ける階層であるとする。人権の観点や定義を反映すると、自殺脆弱層は非自発的失業と労働の仕組みの矛盾により労働機会と労働権の制約、侵害を受けている人々であり、社会の認知や受容することを拒否されたり、差別的状況に置かれている高齢者、障害者、性的少数者などが該当し、また社会的セーフティネット(基礎生活、医療、犯罪など)からの積極的あるいは十分な保護を受けることができない虐待、暴力、犯罪被害者などが代表的な例だとしている³。

社会には目に見える異質性と、気づきのないことによって見えない異質性もある。異質な主体の協働を基にした生活の場でのコミュニティの構築は、生活課題認識を共有することから始まる。本研究が対象としてきた性、年齢等の個人の属性に関わり、それぞれの個人が異質な存在であることを顕在化させる社会において、生きづらさを抱えながら日々の生活を営む人びとが自らのことを自ら決することのできる主体性の確立、そのための当事者の自己決定やエンパワーメントへの支援環境の整備、それぞれの意思を尊重することと同時にそれぞれの違いを尊重することへの合意の確立等がコミュニティを基盤とした福祉のあり方を探究する私たちに課せられた課題といえる。本研究が対象とした人びとは社会的バルネラブルクラスに位置づく。社会的バルネラブルクラスとは、現代社会に特徴的な社会・経済・文化のありように関わって人々の生存、健康、生活、尊厳、つながり、シティズンシップ、環境が脅かされ、あるいはその恐れのあるような状態にある人びとの集団や社会階層をいう⁴。本研究は、いまだ福祉の問題としては認識されていない人権問題が、擁護されるべき人権としての認識をどのような主体により提起され、どのような実践により社会的認識の共有化が図られていくのかという関心に基づく研究であった。人権意識の高まりは、社会における差別事象への認識を高め、新たな課題提起へとつながる。韓国でいまだ偏見・差別の強い性的少数者の当事者団体への調査では、相談活動を通しての偏見・差別の実態の蓄積、それによる潜在化し見えない課題の可視化、生の声を発信することでの当事者同士の問題意識の共有化、訴訟による権利の獲得、調査を通じた課題の明示化等の戦略を試みていた。なお、近年の韓国ではマウル(ムラ、マチ、共同体)への関心が高まっており「市民あるいは住民が、自分たちが生活する場を拠点に、生活の必要を解決するために自ら主導し、自分たちの資源(お金、知恵、汗、情報)を出し合い、自らリスクを引き受け、共の領域及び共助の領域を形成して広げていくときに得られる」ものをマウル公共性として定義している⁵。2015年度に採択された科研費「韓国の社会的バルネラブルクラス支援にみる実践変革型コミュニティ形成に関する研究」では、支援の場について社会変革の契機となる活動・連帯の場を臨床コミュニティ、権利獲得に向けた実践のための対抗的公共圏となる場を実践変革型コミュニティと呼び、前者から後者への展開過程のモデル化を図ることを試みる。マウル公共性という視点と実践にも着目していきたい。

参考文献等

¹ 金東勲「韓国の国家人権委員会と差別撤廃」『部落解放研究』No.167、2005、p.25

² http://chingusai.net/xs/index.php?mid=newsletter&document_srl=397986&category=414603&listStyle=viewer (2014年4月5日閲覧)

³ パク・ジョン「人権の観点からの自殺脆弱階層と社会的課題」、国家人権委員会『自殺の社会的責任と解決策』2014、国家人権委員会、pp.5-6

⁴ 古川孝順『社会福祉の拡大と限定』中央法規、2009、p.183

⁵ ユ・チャンボク「住民が主体となるマウルの暮らし—国家公共性からマウル公共性へ」、『社会運動』、No.417、2015、pp.28-29

※ この(様式2)に記入の、成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

①三本松政之「これからの社会における共生、ソーシャル・インクルージョン」、『月刊福祉』、2015年3月号、2015、18-21